

八戸市建設工事における一抜け方式入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市が発注する建設工事の条件付き一般競争入札における一抜け方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一抜け方式 競争入札において、次条の規定により対象とする建設工事について、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する建設工事の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定め、落札決定順位が上位の工事で落札者等となった者の下位の工事における入札を無効とする入札方式をいう。
- (2) 分割発注工事 同一区域内又は同一路線の工事で、かつ工期が重複し、複数の工区に分割して発注する工事をいう。
- (3) 同種同規模工事 工事種別及び入札参加資格の等級の全部又は一部が同一である工事をいう。

(対象工事)

第3条 一抜け方式は、予定価格500万円以上の建設工事のうち、公告及び開札のいずれも同日に行う分割発注工事、同種同規模工事その他市長が特に必要と認める工事を対象とすることができる。

(一抜け方式実施の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、落札決定順位が下位の建設工事において、一抜け方式の実施により入札参加者が一者となる等競争性が確保できない場合は、当該建設工事については一抜け方式によらず入札を執行するものとする。

(入札の公告)

第5条 一抜け方式を実施する場合は、あらかじめ公告に明示するものとする。

(その他)

第6条 一抜け方式の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月18日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市建設工事における一抜け方式入札実施要領の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。